

請願文書表

令和4年第4回
熊谷市議会定例会

目

次

請願第 3 号 「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施
を延期するよう求める意見書」の提出を求める請願
..... 1

請願第3号 令和4年11月24日受理

件名 「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施を延期するよう求める意見書」の提出を求める請願

請願者 熊谷市広瀬412-4
埼玉土建熊谷支部
支部長 伊藤 計 外1名

紹介議員 大山美智子、白根佳典、石川広己

要旨 別紙のとおり

付託委員会 環境産業常任委員会

【件 名】

「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施を延期するよう求める意見書」の提出を求める請願

【請願趣旨】

新型コロナウイルス危機やロシアによるウクライナ侵攻の影響で原材料高騰に加え、32年ぶりとなる円安で景気回復が見通せない中、2023年10月からの適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施に向けて、2021年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

消費税率10%への引上げと同時に導入された軽減税率によって小規模事業者の事務負担は増大しました。さらに、インボイス制度が実施されれば、課税売上が1,000万円以下の免税業者であっても取引先との関係でインボイス発行事業者の登録をしなければなりません。

また、課税業者であっても事業者間の商取引に当たり、信用や技術よりもインボイスが発行できるか否かが決め手となり、税法上の問題で人手や技術の確保ができなくなる事態になりかねません。

熊谷市においても全事業者数8,140人のうち半数以上に当たる4,653人が家族経営の個人事業主とされます。地域経済を支える小規模事業者やフリーランスに至るまで、全ての事業者に影響があるインボイス制度は、一旦導入を延期することが必要です。

【請願事項】

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施を延期するよう求める意見書を国に提出していただくこと。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。